

地域主権戦略大綱

〔平成22年6月22日
閣議決定〕

第1 地域主権改革の全体像

1 「地域主権改革」の理念と定義

(1) 地域主権改革の意義

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。

(2) 地域主権改革の定義

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。

「地域主権」は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものである。

2 地域主権改革が目指す国のかたち

(1) 社会経済情勢の変化への対応

我が国は、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化や、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには地球規模での厳しい環境・エネルギー・食料制約といった資源制約等の課題に直面している。時代が激動の変革期を迎えていたる現在、これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも、地域主権改革を断行する必要がある。地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担い、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする本来果たすべき役割を重点的に担えるようにし、あわせて、地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくり、「依存と分配」の仕組みを「自立と創造」の仕組みに転換しなければならない。

(2) 地域主権改革が目指す国のかたち

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける。

これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。

(3) 住民による選択と責任

地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革である。住民や首長、議会の在り方や責任も変わっていかなければならない。

3 地域主権改革の工程

地域主権戦略大綱（以下「本大綱」という。）は、地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配意しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするものである。地域主権改革の主な課題は、本大綱の第2以下に掲げるとおりである。

なお、今後の工程に関して、前倒しして実施できるものについては、その都度柔軟に前倒しして実施するものとする。

今後、本大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定し、積極的に取り組んでいくこととする。

取組に当たっては、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層政治主導で集中的かつ迅速に地域主権改革を推進する。また、適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、地域主権改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

同時に、地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場を法制化する。

（以下、途中省略）

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

1 改革に取り組む基本姿勢

（1）改革の理念

国の出先機関について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという「補完性の原則」の下、①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化、②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保の三つの観点を踏まえ、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。

（2）実効性の確保

こうした理念の下での改革の実を挙げるため、改革の工程を明らかにし、実効に向けて必要となる種々の条件整備、新たな枠組みやルールの検討・具体化に早急に着手し、可能なものから、逐次、柔軟かつ段階的に実現していく。

2 改革の枠組み

（1）進め方の基本

国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すこととし、地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務・権限の地方自治体への移譲等を進めた上で、それに伴う組織の廃止・整理・合理化等の結論を得る。

（2）国と地方の役割分担の考え方

「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、国は、国が本来果たすべき役割（地方自治法第1条の2第2項）を重点的に担うこととなるよう、現行の国と地方の役割分担を見直す。

（3）個々の事務・権限の取扱い

国の出先機関の事務・権限については、国と地方の役割分担の考え方を踏まえ、「補完性の原則」に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適當と認められる例外的な場合（注）を除き、地方自治体に移譲することとし、地方の発意による選択的実施や広域的実施体制の整備状況をも考慮の上、地方自治体へ移譲するものや国に残すものなどの類型に区分した整理（「事務・権限仕分け」）を行う。

その際、地域主権改革に資するものであるかどうかの観点から、①国民・住民のニ

一ズや利便性、②地方の自主性・自立性の発揮、③地方自治体による総合行政の確立を総合的に勘案するものとする。

(注)「事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適當と認められる例外的な場合」については、以下に掲げるものなど真にやむを得ないものに限定する。

- ① 複数の都道府県に関する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの
- ② 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてなお、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの
- ③ 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてなお、緊急時の対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
- ④ 事務・権限の的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの

(4) 財源・人員の取扱い

(財源の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(人員の移管等の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む待遇上の取扱い、退職金の負担等）

(5) 柔軟な取組み

(地方の発意による選択的実施)

事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、事務・権限の特性にも留意しつつ、全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的実施による柔軟な取組みを可能とする仕組みを検討・構築する。

(広域的実施体制)

その際、都道府県や市町村の単位を前提とするもののみならず、広域性を有する事務・権限の地方移譲を推進し、その実効性を確保する観点から、関係する自治体間の意思決定や責任の所在の明確化にも留意しつつ、自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的実施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

(6) 今後の改革の進め方

(事務・権限仕分けの進め方)

上記2の(3)の「個々の事務・権限の取扱い」に沿って、以下により、事務・権限仕分けを行う。

- ① 各府省は、地方自治体側の意見・要望等をも踏まえつつ、自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）を行い、その結果を本年8月末までに地域主権戦略会議に報告する。
- ② 地域主権戦略会議は、当該「自己仕分け」の内容について精査を行い、地域主権戦略会議としての事務・権限仕分けを行う。
- ③ 事務・権限仕分けの区分については、次に掲げるパターンを基本とする。

A 地方自治体へ移譲するもの

- a 全国一律・一斉に移譲するもの
- b 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的実施体制の整備を前提とするもの

B 個々の地方自治体の発意による選択的実施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの

- ① 現行の行政区域を前提とするもの
- ② 都道府県の区域を超える広域的実施体制の整備を前提とするもの

C 国に残すもの

- a 独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの
- b 本府省への引上げを検討するもの
- c 引き続き出先機関の事務・権限とするもの

D 廃止・民営化するもの

(「アクション・プラン（仮称）」の策定)

上記の事務・権限仕分けの結果を踏まえ、個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン（仮称）」を年内目途に策定する。その際、地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望をも踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討し、平成23年通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施することを基本とする。

(以下、省略)

アクション・プラン ~出先機関の原則廃止に向けて~

平成22年12月28日
閣議決定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。

(1) 広域的実施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的の意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

(2) 事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

(3) 職員、財源に係る措置の在り方について

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。

また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保することとし、ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合には、税源移譲についても検討する。

(4) スケジュールについて

平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(1) 直轄道路

一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く。

(2) 直轄河川

一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る河川を国と都道府県の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えるかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的実施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対

策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3 2以外の事務・権限については、1の体制が整うまでの間にあっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。

(1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については都道府県に移譲する。そのうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（以下「自己仕分け」という。）において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A-a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理する。

(2) 複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的実施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A-b」又は「B」とされたもの等）については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めることとし、これらの移譲を円滑に進めるため、地方自治体からの相談窓口を設ける等所要の体制の整備等を行う。

(3) (1) 及び (2) を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

4 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(1) 財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(2) 人員の移管等の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）《未定稿》

1 目的

- 国の出先機関について、「補完性の原則」の下、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。このため、地方自治体の発意による出先機関の移譲を行う特例制度を設ける。

2 対象

(1) 制度を利用できる主体

- 一定のまとまりを持つ2以上の都道府県が設立する広域連合
 - ※ 九州提案の広域行政機構については、引き続き検討の上、制度化する場合には広域連合と同様に取り扱う。
 - ※ 北海道及び沖縄県は、単独で主体となり得る。

(2) 移譲対象

- 国の出先機関（8府省13機関等）の事務・権限
(出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする)

3 基本方針（国）

- 政府は、広域連合に対する国の出先機関の移譲に関する基本的な方針を定める（閣議決定）。
- 基本方針には、以下の事項を規定する。
 - ・ 移譲対象出先機関
 - ・ 移譲対象から除外される事務・権限
 - ・ 移譲対象出先機関の所管区域と広域連合の区域の関係
 - ・ 実施計画（下記4）の作成に関する基本的事項 等
- 広域連合は、その議会の議決を経て、内閣総理大臣に対し、移譲対象出先機関の拡大など新たな措置に係る提案を行うことができる。
- 広域連合からの提案その他を踏まえ、必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

4 実施計画（広域連合）

- 広域連合は、基本方針に基づき、国の出先機関の移譲に係る計画（実施計画）の案を策定し、その議会の議決を経て内閣総理大臣に提出し、認定を受ける（計画変更も同様）。
※ 各機関の任意の一部事務・権限だけの移譲を受けることは原則として不可
- 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

5 移譲事務・権限の特例措置

- 個々の移譲事務・権限に関する特例措置（根拠法の読み替規定、経過措置など）を講ずる。

6 広域連合に関する特例措置

- 当該広域連合の既存事務に関連しない国の事務・権限の移譲を受けることができる。
- 包括外部監査契約の締結を必須とする。

7 財源に係る措置

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について必要な措置を講ずる。

8 職員に係る措置

- 移譲の際に移譲される国の出先機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、移譲の日において、事務・権限を処理する広域連合の職員となる。
- 退職手当については、国と広域連合が応分の負担をする。

9 出先機関改革推進本部

- 内閣に、全閣僚で構成する出先機関改革推進本部を置く。
- 本部は、基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施に関する事務等をつかさどる。

(その他の要検討事項)

- 広域連合のガバナンス強化の在り方
- 出先機関の所管区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応
- 税源移譲（ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合）
- 権利義務の承継（庁舎等）
- 移譲事務に係る国の関与の在り方

新しい広域的実施体制の制度設計について

| 項目 | 九州広域行政機構(仮称) | 【対応(案)】 | 広域連合制度(県加入) | 項目 |
|------------|--|--|--|------------|
| 法人の性格 | 特別地方公共団体 | | 特別地方公共団体 | 法人の性格 |
| 設置の手続き | 構成県議会の議決を経た協議により規約を定め、総務大臣の許可 (事務の持ち寄り無し) | 事務移譲の手続きと広域連合設置の手続きを同時並行的に行える特例を設ける。 (事務の持ち寄りは必要) | 構成県議会の議決を経た協議により規約を定め、総務大臣の許可 (事務の持ち寄りが必要) | 設置の手続き |
| 処理する事務 | 移譲事務のみ | | 移譲事務 構成団体からの持ち寄り事務 | 処理する事務 |
| 区域 | 国による法定 | | 広域連合構成団体の区域 | 区域 |
| 組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・執行機関 知事連合会議(仮称) <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事による合議制 ・選挙を行わない。 ・議事機関 議会代表者会議(仮称) (間接選挙を想定) | 広域連合について、合議制の理事会を設置できることとする自治法改正を予定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・執行機関 広域連合長 <ul style="list-style-type: none"> ・独任制 ・直接選挙又は間接選挙 ・議事機関 広域連合議会 (直接選挙又は間接選挙) | 組織 |
| 構成団体の異動 | 管轄区域の法定により脱退防止 | | ①全構成団体議会の議決、 ②総務大臣の許可、③許可に際しての関係行政機関の長への協議が必要。 (事实上、脱退困難) | 構成団体の異動 |
| 包括外部監査 | 必須 | 広域連合に包括外部監査契約の締結を必須とする。 | 任 意 | 包括外部監査 |
| 直接請求・住民監査等 | 有り | | 有り | 直接請求・住民監査等 |
| 事務・権限の移譲 | 出先機関の全ての事務・権限について移譲要請 | 広域連合に丸ごと移譲を可能とする事務移譲の特例を設ける。 | 広域連合の事務に関連するものでなければ移譲不可 | 事務・権限の移譲 |

広域的実施体制の枠組み（方向性）（案）

内 閣 府

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）記1に基づき、広域的実施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成24年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的な意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

1 執行機関の在り方

○ 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

〔検討の視点〕

- ・構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

〔A案〕

- ・利害調整に当たり中立的・客観的立場から判断する必要などから、また、各構成団体固有の選挙による影響を受けないためにも、構成団体の長と兼務しない独任制の長を置く。
- ・独任制の長を選出する仕組みを整備する。
- ・独任制の長の下で事務・権限を執行する組織の体制を整備する。

〔B案〕

合議制の理事会を置き、以下の体制を構築する。

- ・理事会に代表理事を置く。
- ・理事会の組織・運営に関する必要な事項は理事会が定める。
- ・特例法令等に基づく措置として、緊急時等に代表理事に権限を集中させることを確保する。

- 理事会の委任を受け事務を執行する専任の特別職である執行役（仮称）を置く。

2 議会の在り方

- 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的実施体制の議会の自主的な取組を促す。

3 監査・透明性の確保

- 包括外部監査契約の締結を義務付ける。
- 移譲事務の実施状況を広域的実施体制自ら検証し評価する仕組みを特例法に基づく基本方針で定める。

4 出先機関の管轄区域と広域的実施体制の区域の在り方

- 広域的実施体制の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることを原則とした上で、以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

[A案]

- ・ 基本となる全国のブロック割を法律で規定する。
- ・ 区域の決定に当たっては、社会資本について永続性を担保する必要性、国民の利便性等を担保するため、現在の出先機関の管轄区域との関係を十分精査する。

[B案]

広域的実施体制の区域は地域の自主性に委ねられるべきものだが、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の受け皿となる以上、必ず含まなければならない都府県の区域（密接関係地域）を特例法に基づく政令で定める。

5 組織の安定性、永続性

- 以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

[A案]

区域内の都道府県、政令市が全て構成団体として加入するよう、法律で規定する（解散、脱退が容易にできない仕組み）。

[B案]

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的実施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手続等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない）。

6 北海道、沖縄県の取扱い

- 北海道と沖縄県については、一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとする。

7 効果的・効率的な広域行政の推進

- 以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

[A案]

国及び地方を通じた行政の効率化を図るため、構成団体は、国からの事務・権限の移譲と併せて、関連する事務・権限を全て広域的実施体制に持ち寄り、一体的に処理することとする。

[B案]

国及び地方を通じた行政の効率化を図ることを特例法の趣旨として明らかにするとともに、出先機関の事務・権限が大幅に移譲されることを踏まえ、特例法に基づく基本方針に以下の事項を定める方向で検討する。

- ・ 効果的・効率的な広域行政の推進に資する構成団体の事務・権限の持ち寄りに関すること
- ・ 広域的実施体制の区域内の指定都市の加入に関すること

8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

9 事務区分、移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方、並行権限行使

- まずは、個別の事務・権限ごとに、現行の地方自治法の枠組みを當てはめた上で検討を行い、不都合が生じる懸念があれば、次のような対応策を検討する。当該懸念が、なお解消されない場合は、その他の対応策を柔軟

に検討する。

- ・ 一定期間、移譲事務に関する毎年度の事業計画の策定と所管大臣の同意を要する仕組みを設ける。
- ・ 事務区分は自治事務と法定受託事務を区分する現行のメルクマールによることとするが、自治事務とした場合に不都合が生じると認められるものについては、他の地域においては依然として国が処理する事務であることを踏まえ、暫定的に法定受託事務とする。
- ・ 並行権限行使を適宜活用し、行政目的の達成、適法性の確保を図る。

10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等の緊急時のオペレーションについては、以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

[A案]

大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力をもつて組織的に対応するため、所管の大臣が広域的実施体制の長や職員に対し直接、包括的な指揮監督を行えるようにする。

[B案]

災害対策基本法や個別作用法（河川法、道路法等）における国から地方公共団体への指示の仕組みを基本としつつ、国の組織・人員等が広域的実施体制に引き継がれることを前提に職員派遣の仕組みも設ける。

11 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

- 事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

12 新たに必要となる事務の取扱い

- 出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、広域的実施体制が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

13 人員の移管

- 円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置

いて検討を進める。

- ・ 移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。
- ・ (別に辞令を発せられない限り) 事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。
- ・ 給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。
- ・ 移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。

広域的実施体制の枠組み（方向性）

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）記1に基づき、広域的実施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成24年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的な意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

1 執行機関の在り方

- 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

〔検討の視点〕

- ・構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、

- ・権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

2 議会の在り方

- 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的実施体制の議会の自主的な取組を促す。

3 監査・透明性の確保

- 包括外部監査契約の締結を義務付ける。
- 移譲事務の実施状況を広域的実施体制自ら検証し評価する仕組みを特例法に基づく基本方針で定める。

4 広域的実施体制の区域

- 国民の利便性や永続的な社会資本の整備管理等を確保する観点を踏まえ、ブロック単位で出先機関の移譲を受ける広域的実施体制の区域として必ず含まなければならない都府県の区域を定める。
- まずは、関西、九州両地域を念頭に区域の在り方を検討する。

5 組織の安定性、永続性

- 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的実施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手続等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない。）。

6 北海道、沖縄県の取扱い

- 北海道と沖縄県については、一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとする。

7 効果的・効率的な広域行政の推進

- 構成団体の事務・権限を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする。
- 政令市の加入を促進する。

8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

9 事務区分、移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方、並行権限行使

- 個別の事務・権限ごとに、まずは現行法制に照らして検討を行い、不都合が生じる懸念があれば、対応策を柔軟に検討する。

10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力・即応力をもって組織的・機動的に対応できるよう、詳細については引き続き検討する。

11 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

- 事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

12 新たに必要となる事務の取扱い

- 出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、広域的実施体制が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

13 人員の移管

- 円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。
 - ・ 移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。
 - ・ (別に辞令を発せられない限り) 事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。
 - ・ 給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。
 - ・ 移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。